

2017年2月14日

自由民主党 政務調査会

厚生労働部会障害福祉委員長 とかしきなおみ 様
障害児者問題調査会長 衛 藤 晟 一 様

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会 長 柏 木 一 恵

精神保健福祉法の改正に関する意見書

精神保健福祉法の改正にあたり、精神障害のある人々の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を行う立場から、下記の通り、意見を申しあげます。

記

1. 措置入院者が退院後に医療等の継続的な支援を確実に受けられる仕組みの整備について

- 1) 精神障害のある人々の支援は、今後、地域包括ケアシステムの中で一体的に行われていくことが求められます。今後、地域共生社会の実現を図るのであれば、措置入院者の退院後の支援に限定した特別な制度を作るのではなく、複合的な支援ニーズを有する精神障害のある人々に対する地域精神保健医療福祉体制の構築を図る必要があると考えます。
- 2) 措置入院先病院の管理者が選任する退院後生活環境相談員については、精神保健福祉士が担うことを原則として、病院内多職種支援チームのコーディネートと保健所や地域援助事業者との連携を図るべきです。また、退院後生活環境相談員（精神保健福祉士）を含めた多職種支援チームの資質向上を目的として所定の研修受講を必須とするべきです。
- 3) 保健所については、地域保健法制定から20年が経過する中で都道府県等における組織再編が進んでいます（2016年4月1日現在485か所）。また、2000年度末には1,812人いた保健所の精神保健福祉相談員（常勤）は、2014年度末には1,072人と減少しています（減少率約40%）。2014年度においては、490か所の保健所のうち231か所が精神保健福祉相談員を置いておらず、264か所が精神保健福祉士を置いていない状況にあります（いずれも置かない保健所は159か所）（平成26年度地域保健・健康増進事業報告）。

このような中で精神保健福祉に関する専門性が求められる新たな業務に対応することは困難であり、全保健所への精神保健福祉相談員の配置を進める必要があります（精神保健福祉法の現在の規定は、「置くことができる」規定）。[資料参照]

2. 医療保護入院の入院手続等の見直しについて

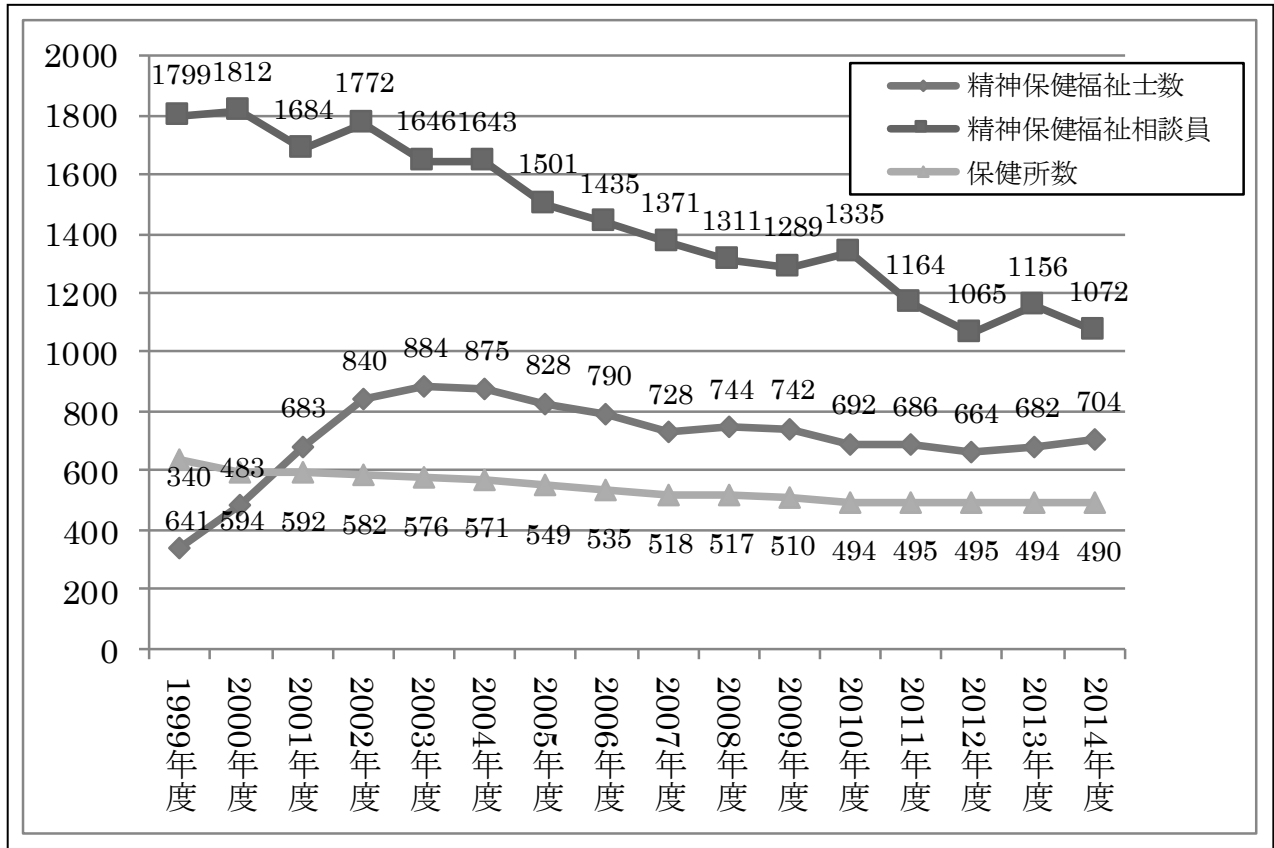
精神障害のある人々に対する非自発的入院制度は、適切な医療提供が目的であるにしても人身の自由を拘束するものであり、その適用は必要最小限に止めることが本来のべき姿ですが、わが国では入院治療へのアクセスが優先される傾向が続いています。

今回の法改正では十分な整理が間に合わず、入院時の家族等の同意を要件とする医療保護入院制度は大きな見直しが行われないこととなりますが、引き続き非自発的入院制度である措置入院と医療保護入院の抜本的な見直しと入院中の権利擁護のあり方について検討していくべきです。

以上

[資料]

1. 保健所数、保健所の精神保健福祉相談員数及び精神保健福祉士数の推移



厚生労働省 地域保健・健康増進事業報告及び健康局がん対策・健康増進課地域保健室調から作成

2. 精神保健福祉相談員に係る規定

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（抄）

（精神保健福祉相談員）

第四十八条 都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等その他の関係者を訪問して必要な指導を行うための職員（次項において「精神保健福祉相談員」という。）を置くことができる。

2 精神保健福祉相談員は、精神保健福祉士その他政令で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（抄）

第十二条 法第四十八条第二項に規定する政令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において社会福祉に関する科目又は心理学の課程を修めて卒業した者であつて、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識及び経験を有するもの
- 二 医師
- 三 厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した保健師であつて、精神保健及び精神障害者の福祉に関する経験を有するもの
- 四 前三号に準ずる者であつて、精神保健福祉相談員として必要な知識及び経験を有するもの